

国立大学法人京都大学予算規則新旧対照表

改正前	改正後
<p><u>第1章 総則</u></p> <p>(中 略)</p> <p>(予算の定義)</p> <p>第2条 本規則における予算とは、国立大学法人法(平成15年法律第112号。以下「法人法」という。) <u>第2条第7項に定める年度計画(以下「年度計画」という。)</u>に基づき、本学における教育、研究、診療その他の活動に関する計画を明確に計数化したものをいう。</p> <p>(中 略)</p> <p><u>第2章 予算の作成</u></p> <p>(予算編成方針)</p> <p>第4条 総長は、予算を作成するための<u>具体的な考え方</u>を示した予算編成方針を作成する。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 予算編成方針は、決定後<u>直ちに</u>予算責任者に通知する。</p> <p>(中 略)</p> <p>(<u>予算単位の予算案</u>)</p> <p>第5条 予算責任者は、<u>予算編成方針に基づき予算案を作成し、総長に提出する。</u></p> <p>(<u>予算責任者への配分及び通知</u>)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>(<u>予算単位における配分及び通知</u>)</p> <p>第7条 (略)</p> <p><u>第3章 予算の変更</u></p> <p>(<u>予算単位間の振替</u>)</p> <p>第8条 予算責任者は、<u>予算単位間で予算を振替る必要が生じた場合には、総長の承認を得なければならない。</u></p> <p>(<u>予算の流用</u>)</p> <p>第9条 予算責任者は、<u>配分を受けた予算のうち年度計画に基づく予算の区分間において、金額を移し替えて流用する必要が生じた場合には、総長の承認を得なければならない。</u></p> <p>(<u>予算変更の決定及び配分</u>)</p> <p>第10条 総長は、<u>前2条に定める振替、流用、その他予算の変更を行おうとする場合には、第4条第2項に準じて決定する。</u></p>	<p>(予算の定義)</p> <p>第2条 本規則における予算とは、国立大学法人法(平成15年法律第112号。以下「法人法」という。) <u>第31条に定める中期計画に基づき、本学における教育、研究、診療その他の活動に関する事業年度の計画を明確に計数化したものをいう。</u></p> <p>(予算編成方針)</p> <p>第4条 総長は、予算を作成するための<u>基本的な考え方等</u>を示した予算編成方針を作成する。</p> <p>2 (同 左)</p> <p>3 予算編成方針は、決定後、<u>予算責任者に通知する。</u></p> <p>(<u>予算責任者への配分</u>)</p> <p>第5条 (同 左)</p> <p>(<u>予算単位における配分</u>)</p> <p>第6条 (同 左)</p> <p>(<u>予算単位間の振替</u>)</p> <p>第7条 予算責任者は、<u>予算単位間で予算の振替が必要な場合には、総長に申請しなければならない。</u></p> <p>2 <u>総長は、前項の予算の振替を承認したときは、当該予算責任者に予算を配分し、その旨を通知する。</u></p> <p>(<u>予算の変更</u>)</p> <p>第8条 総長は、<u>予算の変更を行おうとする場合には、第4条第2項に準じて決定する。</u></p> <p>2 <u>総長は、真に緊急やむを得ない場合に限り、前項</u></p>

2 前項の規定により予算の変更を決定した場合には、当該予算責任者に変更する予算を配分し、その旨を通知する。

3 第8条及び第9条の承認は、前項の通知をもってこれらに対する承認とみなす。

(緊急を要する場合の予算の変更)

第11条 総長は、真に緊急やむを得ない場合に限り、前条第1項の手続きを経ずして予算を変更することができる。

2 総長は、前項の規定により予算を変更した場合には、直ちに経営協議会、教育研究評議会及び役員会に報告しなければならない。

第4章 収入予算

(収入予算の確保)

第12条 (略)

第5章 支出予算

(執行の意思決定に関する定義)

第13条 支出予算の執行の意思決定とは、支出予算の執行に関する一連の行為のうち、支出の原因となる契約その他の行為及びこれに付随する事務手続に関して、経理責任者に依頼するまでの行為をいう。

(執行の意思決定に関する原則)

第14条 予算責任者及び第7条の規定により予算の配分を受けた者は、予算の区分毎の目的や差引状況と照らし合わせて、事業計画を適正かつ効率的に達成できるよう支出予算の執行の意思決定を行わなければならない。

第6章 支出予算の繰越

(支出予算の繰越ができる場合)

第15条 (略)

(予算責任者からの繰越の申請)

第16条 予算責任者は、支出予算の繰越を要する場合には、速やかに総長に申請しなければならない。

の手續きを経ずして、予算を変更することができる。

3 総長は、前項の規定により予算を変更した場合には、直ちに経営協議会、教育研究評議会及び役員会に報告しなければならない。

(収入予算の確保)

第9条 (同 左)

(支出予算の執行の意思決定)

第10条 支出予算の執行の意思決定とは、支出予算の執行に関する一連の行為のうち、支出の原因となる契約その他の行為及びこれに付随する事務手続に関して、経理責任者に依頼するまでの行為をいう。

2 予算責任者及び第6条の規定により予算の配分を受けた者は、予算の区分毎の目的や差引状況と照らし合わせて、事業計画を適正かつ効率的に達成できるよう支出予算の執行の意思決定を行わなければならない。

(支出予算の繰越)

第11条 (同 左)

(繰越の申請)

第12条 予算責任者は、次の場合に限り、支出予算の繰越を申請することができる。

(1) 期間進行基準を適用する運営費交付金を財源とした事業で、天災地変等による業務の中断等により、当該事業年度に予定していた事業を実施していないことが明らかに認められる場合

(2) 業務達成基準を適用する運営費交付金を財源とした事業で、当該事業年度に事業を完了できない場合

(3) 費用進行基準を適用する運営費交付金を財源

(繰越の決定及び通知)

第17条 総長は、支出予算の繰越を行おうとする場合には、第4条第2項に準じて決定する。

2 前項の規定により支出予算の繰越が決定した場合には、その旨を当該予算責任者に通知する。

第7章 予算の執行結果

(決算報告書の作成)

第18条 (略)

第8章 雑則

(その他)

第19条 (略)

別表

予算単位及び予算責任者 (第3条関係)

予算単位	予算責任者
(略)	
ウイルス・再生医科学研究所	(略)
(略)	
複合原子力科学研究所	(略)
霊長類研究所	所長
(略)	
生態学研究センター	(略)
(略)	
福井謙一記念研究センター	(略)
こころの未来研究センター	センター長
野生動物研究センター	センター長
国際高等教育院	(略)
学生総合支援センター	センター長
(略)	

備考 (略)

とした事業で、当該事業年度に事業を完了できない場合

2 総長は、前項の支出予算の繰越を承認したときは、その旨を当該予算責任者に通知する。

(決算報告書の作成)

第13条 (同 左)

(その他)

第14条 (同 左)

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

別表

予算単位及び予算責任者 (第3条関係)

予算単位	予算責任者
(同 左)	
医生物学研究所	(同 左)
(同 左)	
複合原子力科学研究所	(同 左)
(同 左)	
生態学研究センター	(同 左)
野生動物研究センター	センター長
(同 左)	
福井謙一記念研究センター	(同 左)
ヒト行動進化研究センター	センター長
国際高等教育院	(同 左)
学生総合支援機構	機構長
人と社会の未来研究院	研究院長
(同 左)	

備考 (同 左)